

社会福祉法人九度山町社会福祉協議会
役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人九度山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条に規定する本会の役員の報酬等について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員の報酬は、これを支弁しないものとする。

(費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため、理事会に出席した場合、費用を弁償しない。

(規程の改廃)

第5条 本規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人九度山町社会福祉協議会
評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人九度山町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条に規定する本会の評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支弁しないものとする。

(費用弁償)

第3条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席した場合、費用を弁償しない。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。